

## 宗谷総合振興局における物品購入等に係る定時見積の取扱いについて（留意事項）

### 1 対象契約

定時見積の対象契約は、宗谷総合振興局が提示する事務用共通物品、事務用品（ゴム印の製造を除く。以下同じ。）の購入契約及び印刷物（地図を除く。以下同じ。）の製造の請負契約です。

### 2 定時見積参加資格

#### (1) 定時見積参加資格

定時見積に参加できる者は、物品の購入又は印刷物の製造の請負に係る競争入札参加資格者（以下「競争入札参加者資格」という。）及び物品供給参加申込者で、かつ、定時見積に常時参加できる者です。

#### (2) 参加の申込み

定時見積の参加を希望する場合は、別紙1の「物品の購入等に係る定時見積参加申込書」（以下「参加申込書」という。）を提出してください。

なお、(3)の指名を受けた者の資格の有効期限は、当該資格者名簿の有効期間の最終年度の3月31日までとします。有効期限後、引き続き定時見積の参加を希望する場合は、当該年度に係る取扱通知にしたがってください。

#### (3) 参加者の指名

参加申込書の必要事項を確認のうえ、当該申込者を参加申込書の参加希望年度における定時見積の参加者（以下「参加者」という。）として指名し、その旨を文書により通知します。

#### (4) 指名の取消等

ア 参加者が次に掲げる場合に該当するときは、当該参加者の指名を取り消します。

(ア) 競争入札参加資格者である参加者がその資格を有しないこととなったとき（競争入札への参加を排除されたことによる資格の消滅の場合を除く。）。

(イ) 物品供給参加申込者である参加者が物品供給参加申込みに係る名簿から削除されたとき（競争入札参加資格者となったことによる名簿からの削除の場合を除く。）。

イ 競争入札参加資格者である参加者が競争入札への参加を排除されたとき若しくは指名を停止されたとき又は物品供給参加申込者である参加者に競争入札への参加排除の要件若しくは指名停止の要件に該当する事実があることを宗谷総合振興局長が知り、当該参加者を競争入札参加資格者の例により一定期間契約の相手方としないこととしたときは、これらの措置の期間に係る当該参加者の指名を取り消します。

ウ 契約の履行に当たり、履行遅延等の不誠実な行為があったとき若しくはその公正な執行を妨げたとき又は定時見積に恒常的に参加しなくなったとき等、宗谷総合振興局長が定時見積に参加させることが適当でないと判断したときは、当該参加者の参加を制限又は指名を取り消します。

エ ア、イ及びウの規定により参加者の指名を取り消したとき又は制限したときは、その旨を文書により通知します。

#### (5) 変更の届け出

参加申込書の内容に変更があった場合は、別紙2の「物品の購入等に係る定時見積参加変更届」を提出してください。

### 3 定時見積の執行

#### (1) 定時見積の執行日

定時見積の執行日は、事務用共通物品、事務用品の購入契約及び印刷物の製造の請負契約について、それぞれ次の日とします。

定時見積の執行日一覧

種別	執行日 ※
事務用共通物品	毎週 木曜日
事務用品	
印刷物	毎週 金曜日
※共通事項 執行日が閉庁日となる場合は、定時見積は行いません。 開庁日であっても、祝日や年末年始などにより製造業者や販売業者等が休業すると見込まれる期間は、定時見積の執行を取りやめることができるものとします。	

#### (2) 契約内容の掲示

##### ア 掲示場所

定時見積に付す契約内容の提示は、宗谷総合振興局ホームページにおいて見積番号、品名、規格、数量等を記載した物品（購入・製造・売払）内訳書又は印刷物内訳書（以下、「内訳書」という。）を掲載することにより行います。この場合において、内訳書には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。

なお、インターネット環境が整備されていない等の理由で参加者から紙により内訳書を提示する旨希望があった場合は、別途印刷した内訳書を、宗谷総合振興局総務課需品係窓口にて交付します。

##### イ 掲示期間

掲示の期間は、それぞれ次の期間の開庁日を原則とします。

定時見積の掲示期間一覧

種別	執行日及び掲示期間	
事務用共通物品	執行日	掲示期間
	木曜日	当該週火曜日午前9時から 執行日まで
事務用品		
印刷物	執行日	掲示期間
	金曜日	当該週火曜日午前9時から 執行日まで

### (3) 見積書の提出

見積書（見積番号を記載してください。）は（2）の掲示期間から執行日の正午までの間に、窓口を設置した見積箱に投函又は郵送若しくはホームページに掲載された見積書提出用メールアドレスに見積書の電子データを電子メールで提出してください。

### (4) 契約の相手方の決定

見積書の提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査のうえ、次の方法により契約の相手方を決定します。

ア 有効な見積書の提出を行った者（見積書提出者が1者の場合を含む。）で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りをした者を原則として契約の相手方とします。

イ 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、当該参加者へ通知し、窓口において同時にくじを引かせる方法により、契約の相手方を決定します。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない参加者があるときは、当該事務に関係のない総務課職員（需品係を除く。）がくじを引きます。

ウ 定時見積の結果、契約の相手方を決定するに至らない場合は、直ちに定時見積の参加者で再度の定時見積を行います。

エ 再度の定時見積においても契約の相手方を決定するに至らない場合は、原則として最低価格の見積書提出者から見積書を徴取します。

オ 見積書提出者がいない場合で、かつ、仕様等の契約条件の変更等により定時見積の参加が見込まれるときは、条件を変更のうえ、原則として次回の定時見積に再度掲示します。ただし、再度の定時見積に付す時間の猶予がないなど、やむを得ない理由により緊急に契約を締結する必要があるものについては、定時見積によらないものとします。

### (5) 見積結果の発表及び発注書等の交付

契約の相手方を決定したときは、原則として執行日の午後4時までには、宗谷総合振興局ホームページにおいて契約の相手方を記載した内訳書を掲載することにより、その結果を公表します。

なお、インターネット環境が整備されていない等の理由で参加者から紙により結果を提示する旨希望があった場合は、別途印刷した内訳書を、宗谷総合振興局総務課需品係窓口において閲覧に供することにより、その結果を公表します。

また、契約の相手方に発注書等を交付しますので、内容を確認のうえ、受領してください。

## 4 納期について

指定した納期に物品を納入できない場合は、必ず事前にその旨を宗谷総合振興局総務課需品係へ連絡してください。納期を過ぎて納品となった場合は、関係法令で規定する割合で計算して得た額の違約金を支払っていただく場合があります。

## 5 その他

見積りにあたっては、別紙物品見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

- (1) 物品購入事務取扱要領（以下「購入要領」という。）別記第3号様式その2（物品見積心得）
- (2) 購入要領別記第8号様式その1（請書）（売買物品）
- (3) 購入要領別記第8号様式その3（請書）（製造（改造、修繕）の物品）
- (4) 購入要領別記第7号様式その1（物品売買契約書）
- (5) 購入要領別記第7号様式その3（物品製造（改造、修繕）契約書）